

お客様各位

代金取立手数料の改定について

平素は米子信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では、令和4年11月に電子交換所が設立されることに伴い、手形・小切手の交換方法等が変更となることから、下記のとおり、代金取立手数料を改定させていただきます。

今後も、お客様にご満足いただけるよう、より一層のサービス・利便性の向上に努めてまいりますので、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 代金取立手数料の改定について

(1) 改定日

令和4年11月4日（金）受付分より、改定させていただきます。

(2) 代金取立手数料の改定内容（1通につき）

改定前			➔	改定後		
同一手形 交換所内	当金庫	330円		電子交換	当金庫	330円
	他行庫		他行庫		660円	
他手形 交換所内	当金庫	440円	個別取立※	普通	880円	
	他行庫	660円		至急	1,100円	

※個別取立とは、電子交換所不参加金融機関への取立の場合等、郵送で取立を行うものです。

2. 電子交換所について

電子交換所についての詳細は、別紙をご参照ください。

3. 本件に関するお問い合わせ

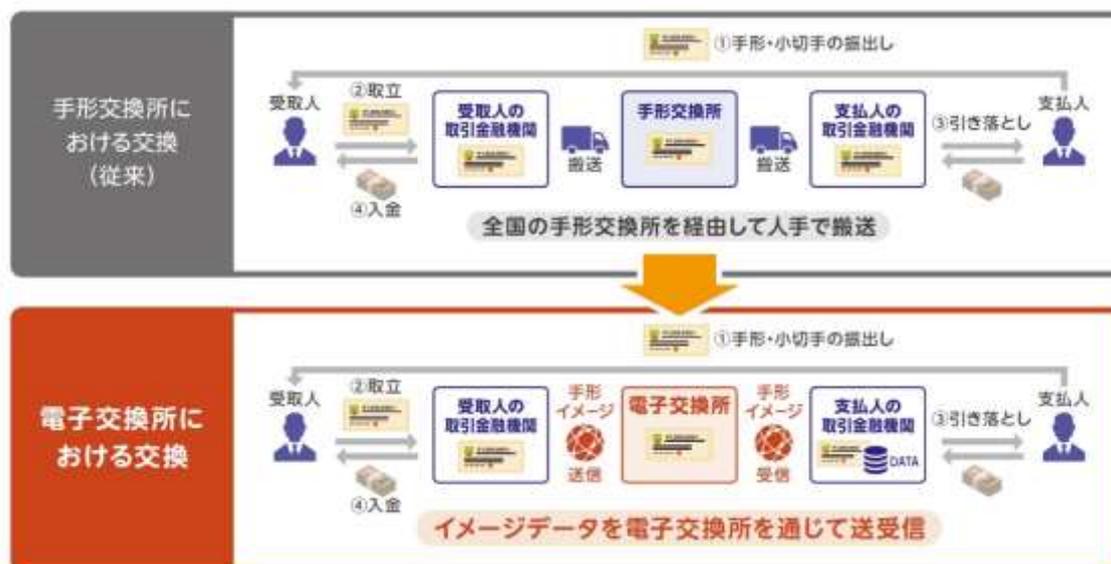
詳しくは、当金庫窓口までお問い合わせください。

以上

電子交換所について

1. 概要

従来、人手を介して搬送していた手形・小切手は、「電子交換所」設立以降、原則すべての手形・小切手が電子データで金融機関間の交換を行う電子交換所の取扱いに変更されます。電子交換所の設立に伴い、全国各地の手形交換所は廃止することとなります。



(一般社団法人全国銀行協作成『手形の交換方法を電子化する「電位交換所」設立のご案内』より抜粋)

■ 2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」を受け、全国銀行協会では「2026年末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標とした自主行動計画が策定されました。

■ これを受け、当金庫においても、電子交換所への移行対応を含め、電子化を進めてまいります。

2. お客様のお手続き方法

お客様のお手続き方法に変更はなく、従来どおり手形・小切手をお持ち込みいただけます。
※すでにお持ちの手形・小切手も引き続きご利用可能です。

3. 手形等への記入注意事項

電子交換所への移行後は、次の取扱いが**禁止事項**となりますのでご注意ください。

- ・手形券面へのメモ書き
- ・金額欄への捺印
- ・崩し文字（必ず楷書で記入ください）

以上